

ブルーサークル企画委員会規約（案）

平成20年4月20日制定

第1条 （名 称）

本会は「ブルーサークル企画委員会」（以下「企画委員会」という。）と称する。

第2条 （目 的）

国際連合は、国際糖尿病連合（以下IDF）が国連に要請してきた「糖尿病の全世界的脅威を認知する決議」を2006年12月20日に採択し、同時に従来IDFが行ってきた11月14日を「世界糖尿病デー」に指定した。これを受けて、IDFは従来にも増して「世界糖尿病デー」を重視し、国連及び、主要国でイベントを開催し糖尿病の啓発により積極的に取り組むこととなった。

企画委員会は、この趣旨に基づき、「世界糖尿病デー」啓発イベントを企画するとともに「世界糖尿病デー実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）について助言することを目的とする。

第3条 （構 成）

企画委員会は、前条の目的に賛同する別紙団体をもって構成し、実行委員会代表が委嘱する。

第4条 （組 織）

企画委員会は実行委員会委員長（以下、「委員長」という）が設置、運営する。

2. 企画委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

第5条 （会 議）

企画委員会は委員長により召集され、議長は委員長が努めるものとする。

2. 企画委員会は、年1回以上開催され、委員総数の1/2以上の出席をもって成立する。

第6条 （運 営）

企画委員会の委員は、その業務に必要と認められる専門家を委員に加えることができる。

2. 企画委員会は次の事項を議決し、必要とされる事項を実行委員会へ報告し、承認を得るものとする。

- (1) イベントの企画立案、実施、評価に関する事項
- (2) イベントの費用に関する事項

第7条 （細 則）

本規約に定めるものの他、「世界糖尿病デー」イベント実行運営に関し必要な事項は、実行委員会の議を経て別に定めることができる。

第8条 （事務局）

本会の事務局は日本糖尿病協会事務局内に置く。